

登山届受理システム「コンパス」の活用に関する協定書

公益社団法人日本山岳ガイド協会(以下「甲」という。)と山梨県(以下「乙」という。)及び山梨県警察(以下「丙」という。)は、甲が運用する登山届受理システム「コンパス」(以下「コンパス」という。)を乙及び丙が活用することに関し、この協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条

本協定は、「コンパス」に登録された登山届を乙及び丙が閲覧し、その情報を利用するために必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等のためのアクセス権の提供)

第2条

甲は、乙及び丙に対して「コンパス」の情報を閲覧し、又は閲覧を管理するために必要なアクセス権を提供する。

(情報の活用)

第3条

- (1) 乙及び丙は、乙及び丙が行う山岳遭難の搜索又は救助活動のため、「コンパス」の情報を利用することができる。
- (2) 乙及び丙は、乙及び丙が行う山岳遭難防止対策に資するため、「コンパス」の情報を利用することができる。この利用に当たっては、乙及び丙は、甲に対して、事前に利用目的を明示し、承諾を得るものとする。

(協議)

第4条

本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙並びに丙が協議し定めるものとする。

(協定の有効期間)

第5条

本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙並びに丙のいずれかから書面

による解除又は変更の意思表示が無いときは、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙並びに丙は、本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年4月24日

甲 公益社団法人 日本山岳ガイド協会理事長

乙 山梨県知事

丙 山梨県警察本部長